26.10.05

資料2

茨木市農林業の概況について

茨木市の農林業の概況について、参考資料などの資料を基に、SWOT分析として強み・弱み・機会・脅威の整理を行った。

1. 農業分野

【強み】

① 消費地への近接性・アクセスの良さ

- 市内丘陵部以南に消費地を抱えるほか、南部には大阪府中央卸売市場が立地している。
- 国道171号や府道大阪高槻京都線などの主要幹線に、近畿自動車道・名神高速茨木IC・新名神高速茨木千提寺ICなど広域交通網が接続しており、消費地へのアクセス機能が高い。
- 南部地域は市街地・大型商業施設に隣接し、圃場整備も進んでいる。

② 地域ごとの多様な農地特性

- 北部 （豊かな里地里山、急勾配、圃場整備と棚田が混在、ダムパークいばきた）
- 丘陵 （都市部近接の一団農地、緩勾配、一部で圃場整備、大学との連携）
- 中央 （市街化区域内に農地が点在、一部市街化調整区域あり、平坦）
- 南部 （市街化区域内に農地が点在、市街化調整区域内は一団農地、大型商業施設に隣接、平坦、概ね圃場整備済）

③ 独自の担い手確保の仕組みが順調に機能

- 「就農支援塾あぐりば」により、修了生12人全員が市内で営農を開始（R8.2時点）。
- R7.4～R8.7の新規マッチング面積（約4.9ha）の約半分（2.4ha）がこの仕組みを経由。

④ 特産品・ブランド化の素地

- 昔ながらの製法による三島独活や、見山地区の特産である赤紫蘇、大甘青とう、あまっこ（ミニトマト）、龍王みそのほか、JA茨木市が特産品化に注力する祝蕾、ぱぷ丸（フルーツパプリカ）、市が注力するレンゲ米（レンゲによる景観形成と堆肥化による減化学肥料米）など、市全域で産地化された特産品はないものの、一定の知名度は獲得している。

⑤ 地産地消の販路が複数存在

- 見山の郷、みしま館、準農家・いばきたマルシェ、イオンモール茨木、アルプラザ茨木、おにクル、ダムパークいばきたなど、多様な販売チャネルが存在。

⑥ 独自の地域農業を維持する仕組みが順調に機能

- 農業用機械貸与事業（リース→10年後譲与）など、「集落営農組織」の組織化と団体育成を促す市独自の制度運用等により、組織数は府内で1位。（府内12団体のうち茨木市が8団体）

【弱み】

① **大半が小規模農家であり、自給的作付けの割合が高い**

・ 販売農家数の9割が1.0ha以下であり、水稲生産でも縁故米を含む自家消費分の作付けで、作付面積全体の約50%を占める。

・ 水稲は市内の主要作物であるが、労力的な問題で水稲が選択される側面もあり、高収益作物への転換や規模拡大が難しく、「産業としての稼ぐ力」に課題。

② **農家数の減少と高齢化・後継者不足 【全国共通】**

・ 総農家数は2015年1,239戸→2020年1,102戸に減少。

・ 担い手の高齢化・後継者不足が進行し、将来の担い手不足がさらに深刻化する見込み。

③ **将来の受け手未定の農地が多い【全国共通】**

・ 地域計画（42地区）において、将来の受け手が位置づけられていない農地の割合が約52%と比較的高い。（大阪府平均は約80%）

④ **農業インフラの整備と更新の限界**

・ 農業インフラの整備は、立地によっては工事費が割高となり、費用負担を伴う受益者の意向がまとまらず、整備に至らない場合がある。

・ 営農条件の良くない農地が、全体の3割程度存在。

・ 整備済のインフラにおいても老朽化が進行し、再整備が望ましいが、受益者負担と、将来の担い手不足から、再整備に結びつかない状況。

・ 新規就農者や農業参入企業の誘致にもインフラ整備の拡充や再整備は有効だが、整備実績は府内でも少ない状況。

※ 農業インフラ整備（農業基盤整備）は土地改良事業であり、受益者（農地所有者等）の同意と費用負担が必要。農地が存在する地形が急峻な場合、圃場整備等も事業費が高くなる傾向があり、受益者が少ない場合等は負担額が大きくなるため、整備の必要性や要望があっても、実施に至らない場合がある。

⑤ **市街化調整区域に係る各種法令の制約【全国共通】**

・ 山林部を除く市域の市街化調整区域はすべて農業振興地域であり、農用地区域の指定率も約80%と非常に高い。

・ 農業者は、農地法・農業振興地域の整備に関する法律では農業用施設と見なされる「販売施設」・「農家レストラン」の整備や、安価な「農業用ビニルハウス」の観光農園利用は、都市計画法と建築基準法の基準等に合致せず開発許可がおりない。

【機会】

① **都市計画法等基準の運用の緩和の可能性**

・ 都市計画マスタープラン等との整合性を図りつつ、本ビジョンを農政の最上位計画と位置づけ、農産物の販売施設、観光農園、6次産業化施設、農家レストランなど、対象となる規模や内容等をビジョンに定義することで、市街化調整区域内でも、運用が緩和される可能性がある。

② **観光農園、6次産業化など高付加価値化の伸びしろ**

・ 都市計画法等の基準に対する運用が緩和されることで、市の担い手育成の独自制度と併せて、新規就農者や農業参入企業などに選ばれるとともに、農業者自身が観光農園や6次産業化による高収益化を図るなど、様々な農業経営形態を選択することが可能となり、農家経済と地域農業の安定化が期待される。

③ **ダムパークいばきたの稼働**

・ 山とまちをつなぐハブ拠点として整備され、北部等への周遊を促す起点になり得る。

・ 既存の見山の郷・忍頂寺スポーツ公園等と、各種の農業関連施設等を組み合わせた周遊ルート・「立寄りスポット」（観光農園、農家レストラン等）への展開余地がある。

④ **里山センター機能の再構築に際し、「農林複合拠点」化**

・ 林業特化の施設から、農林関連機能（ジビエ加工・販売・飲食、集落営農の共同作業スペース、農機具共同利用）やその他レクリエーション機能など、相乗効果をもたらす多機能拠点として、機能再編される可能性があり、農林業・市民活動・スポーツ・観光を横断する新たな核になり得る。

【脅威】

① **農家の高齢化・後継者不足の加速**

・ 現状のトレンドが続き、有効な対策が講じられなければ、担い手不足がさらに深刻化し、耕作放棄地の増加や地域計画上「受け手未定」の農地（約52%）」が実際に「管理不能な農地」となるリスクがある。

② **農業インフラの未実施や老朽化の放置による参入障壁の拡大**

・ 基盤整備の実施や、再整備の有無は、農地の維持保全効率や、担い手や企業とのマッチング率に大きく影響することから、未実施エリアについては、新規就農者や農業参入企業誘致のハードルが今後さらに上がる。

③ **人口減少・高齢化に伴う農村集落の共同活動・地域管理機能の低下**

・ 公共交通機関や生活利便施設が身近にない北部に関しては、過疎化が一定進行しており、農地の維持管理だけでなく、地域コミュニティの維持も難しくなりつつある。

④ **気候変動による高温・豪雨等の増加と、農作物の収量・品質や農地・森林への影響拡大**

・ 高温障害等により、農作物の品質維持と収量確保が年々難しくなっており、さらには、ゲリラ豪雨の頻発により農地・農業施設災害が増えるなど、農家経済を圧迫。

⑤ **野生鳥獣による農作物被害や防除負担の増大と、それに伴う営農意欲低下の懸念**

・ 市全域に拡大したアライグマの他、北部や丘陵部では、イノシシとシカの被害が年々拡大しており、市と猟友会の連携による有害鳥獣捕獲活動に加え、有害鳥獣防止施設の設置等、農業者自身による自衛が必須となっている。

⑥ **肥料・燃料・農業資材・農業機械等の価格上昇による農業経営の圧迫**

・ 農業関連資材は価格の高止まりが続いており、農作物等の販売価格に価格が転嫁しにくい状況下において、農家経済が圧迫に伴い、営農継続意欲が低下する要因となっている。

⑦ **都市近郊における土地利用の競合など、農地の継続利用を取り巻く環境の変化**

・ 市街化区域内の旧生産緑地等が所有者の意向で計画的に転用されるなか、市街化調整区域の農地所有者は維持管理義務を負うことから、不公平感が大きくなる傾向にある。

2. 林業分野

【強み】

① **森林ボランティア活動の厚い蓄積**

・ 1990年代からの自発的活動に始まり、2006年里山センター開設、2007年「里山サポートネット・茨木」設立と、約30年にわたる継続的な市民参加の仕組みがある。

・ 森林（環境）サポーター養成講座を2005年度から継続し、20年間で379名が受講。

② **企業との連携（アドプトフォレスト）**

・ ダイキン工業、I-ne、神戸製鋼・サワイグループなど、複数企業が森林保全に参画。

③ **林道等のインフラを一定程度確保**

・ 市が、様々な林内施業を支えるネットワークとして、各林道を管理し、森林組合やボランティア団体の活動を促している。

④ **自然歩道等その他の地域資源との連動**

・ 林道等に接続する自然歩道等、北部や丘陵部の地域資源として、森林への理解や保全活動への参加等の関係人口増に寄与するポテンシャルがある。

⑤ **人工林率が低い（森林保全面）**

・ 人工林は、適正に管理しなければ、倒木等の自然災害を招く危険性があるが、市内の森林の8割が、薪炭林として、人の関与を前提としない天然林で、現状で対策が必要な森林がない。

【弱み】

① **人工林率が低い（木材活用面）**

・ 茨木市の人工林率は20%であり、大阪府平均の49%を大きく下回っている。天然林主体で計画的な林業経営に不向きな構造。

② **零細な森林所有構造**

・ 小規模所有・不明確な権利関係等も見られ、経営計画未策定の森林で事業化を図るためには、権利者調査等の課題解決が必要。

③ 拠点施設（里山センター）の機能停止

・ 建物の老朽化の問題により、ボランティア団体用の仮拠点を用意した上で、令和7年度末で一般利用を停止し、ボランティア活動にも制限がかかっている状況。今後のあり方（現地建替え・機能集約・新設）は未確定。（里山センター機能の再整備に関しては検討に着手済）。

④ 林業が産業として成立していない

・ 間伐材を時折出荷する程度にとどまり、「業」として掲げられる新規施策が現時点でない。

【機会】

① 森林環境譲与税の活用余地

・ 山半分の地勢により、本来の用途である森林整備のほか・ボランティアの育成・支援に加えて、木材利用促進や普及啓発など、使途拡大の余地がある。

② おにクル等の新拠点との連携

・ 多くの方が来館されるまちの拠点であり、森林整備への理解と、木材活用や地場産品のPR、多様な主体と里山を結ぶ場として、非常に高いポテンシャルがある。

【脅威】

① 林業の産業化が進まないまま放置されるリスク

・ 人工林率の低さ・零細な所有構造から、今後も「業」としての展開が難しく担い手が減少し、森林の荒廃（獣害増加、災害リスクの高い森林の放置等）が進行する可能性がある。